



# 竹林の風

## 河内・芳賀地区初任者研修「道德の授業づくり」「児童・生徒指導」

6月の「先輩が行う授業の参観」に続き、**初任者研修**教育事務所研修「**道德教育**」「**児童・生徒指導**」が河内・芳賀の2地区合同で開催されました。

8月23日（水）に真岡市青年女性会館等を会場に行われた「**道德の時間の授業づくり**」では、前半に講話「**道德教育と道德の時間の授業づくり**」を通して理論を学び、後半の演習では講話の内容を生かして班別で**道德の時間の指導案作り**を行いました。

また、11月28日（火）に栃木県総合教育センターを会場に行われた「**児童・生徒指導**」では、「**学級内で起きたいじめ**」と「**登校を渋る児童の保護者からの相談**」という2つのテーマについて、班別協議やロールプレイ等を通して、具体的な事案に対する望ましい対応や、いじめ・不登校の未然防止に向けた取り組みを学びました。

受講した先生方は真剣に他のメンバーの意見に耳を傾けたり、その意見に対して自分自身の考えを述べたりしながら、積極的に研修に臨んでいました。参加者からは、「異校種の先生方の考えに触れることで、小・中学校それぞれの児童生徒の発達の段階に応じた対応の重要さや、小中一貫して変わらない児童生徒や保護者の目線に立った対応の大切さなどに気付くことができた」といった感想が数多く聞かれました。

**初任者研修**もまとめの時期に入ります。初任者の先生方には、今年1年間の学びを生かして、それぞれの学校でさらに力を発揮されることを期待しています。



## 「現職教育資料」の活用を！

県教育委員会では、先生方に新学習指導要領の趣旨の理解を深めていただくとともに、各学校で適切に準備を進め、円滑な実施をしていただくために、今年度から「**現職教育資料**」において「**シリーズ『新学習指導要領』**」と題し、様々な視点で新学習指導要領を解説していきます。

シリーズ第1回目の第471号では、「**移行措置**」をテーマに、来年度からの移行期間に向けて各学校で準備すること等について、記載しております。指導計画の作成等の際に御活用いただくとともに、履修漏れとならないよう御留意願います。

### 移行期間

- ・小学校 平成30、31年度
- ・中学校 平成30～32年度



今後連載される「**シリーズ『新学習指導要領』**」第2回目以降につきましても、各学校で校内研修等の機会にぜひ御活用いただければと思います。

平成29年10月4日 栃木県教育委員会事務局学校教育課編集 第471号

## 現職教育資料

○はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
 1 各教科等の移行措置の内容等について・・・・・・・・ 1  
 2 総合的な学習の時間について・・・・・・・・・・・・ 3  
 3 特別活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6  
 ○おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

シリーズ「新学習指導要領」No.1

### 移行期間中における学習指導等について

◇はじめに

文部科学省は、平成29年3月31日に公示した新小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領への円滑な移行を図るため、小学校では平成30、31年度の2年間、中学校では30～32年度の3年間で移行期間として、現行の学習指導要領に新学習指導要領の内容の一部を加える等の特別を設け、平成29年7月7日に公示しました。

そこで、本号では、移行措置の内容の概要と、来年度から全面実施となる教科等のうち、「総合的な学習の時間」と「特別活動」に焦点を当て、内容を整理しました。

各学校の年間指導計画等の見直しに活用いたなくとも、移行期間を迎えるに当たり、内容等を理解し、遺漏のないよう今年度中に計画の見直し等を進めることをお願いします。

1 各教科等の移行措置の内容等について

移行措置に係る事項について平成29年7月7日付129文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」を、以下の項目に沿ってまとめました。必要に応じて本通知で詳細を確認するようお願いいたします。

また、技術分野における「情報・技術」、中学校外国語科（英語）における「新言語材料」（仮定法、現在完了進行形、感嘆文など）などように移行措置内には示されていないが、移行期間中に計画的に指導すべき内容があります。全面実施に当たって、平成30年度の中学2、3年生が新学習指導要領の内容に関して履修漏れとならないよう、指導計画の作成等の際に留意するようお願いいたします。

(1) 教科等ごとの取扱い

① 教科書の対応を要するものでないため平成30年度から新学習指導要領となる教科等	総則、総合的な学習の時間、特別活動
② 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科	小：国語、社会、算数、理科 中：国語、社会、数学、理科、保健体育
③ 平成30年度から一部または全部を新学習指導要領によることができる教科（先行実施をしてもよい教科）	小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中：音楽、美術、技術・家庭、外国語
④ すでに先行実施され、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から新学習指導要領によるもの	特別の教科 道徳
⑤ 時数を増加して現行の学習指導要領の内容に追加し、新学習指導要領の内容の一部を加えて必ず取り扱うもの	小学校における外国語

②、⑤においては、次の別表1、2に示す指導内容に欠落が生じることのないよう留意すること。

## 「ふれあいキャンプ」をご存知ですか？

栃木県教育委員会では、不登校やその傾向にある児童生徒を対象とした「ふれあいキャンプ」を毎年開催しています。「ふれあいキャンプ」では、宇都宮市と上三川町を含む県西地区の児童生徒が参加し、自然を生かした様々な交流活動や体験活動、宿泊活動などに取り組みます。また、県立学悠館高校の生徒が運営スタッフとして参加しており、参加者に近い年代である利点を生かし、3日間の行動を共にするだけでなく、活動を円滑に進めるための参加者へのアドバイスなどを行っています。

さて、今年度は太平少年自然の家において、10月31日(火)から11月2日(木)までの2泊3日の日程で実施しました。今年度については、キャンプ実施にあたり次の3つの目標を設定いたしました。

1. 太平山周辺の自然を満喫しながら楽しく活動し、心のエネルギーを高めよう。
2. 仲間と励ましあいながら、普段できないことに取り組んだり、少し困難なことを乗り越えたりする体験を通して自信をつけよう。
3. 新しく出会った仲間や高校生、スタッフの大人とのふれあいを通して人と関わる心地よさを味わおう。

そして、この目標を目指して、豊かな自然に触れながら以下のような活動を実施しました。

### 活動の様子

【火おこし】



【ちょうちんでナイトハイク】



【ハイキング】



【座禅体験】



【カレーうどんづくり】



初日に班ごとに協力して火おこしを行いました。その火はランタンに灯され、たこ焼きやマシュマロ焼きに使うたき火の種火やナイトハイクのろうそくの灯り、最終日のカレーうどんづくりのかまどの種火となり、3日間、班の絆の象徴として燃え続けました。

### 参加生徒の声

キャンプの最初は帰りたかったけれど、最終日には少し寂しく感じました。

来る前は誰かに頼らばななだったけれど、参加してみて班のみんなと協力して活動ができ、人と関わるのが少し楽しいと思えるようになりました。

このような行事に参加するのは嫌いで楽しくなさそうだと感じていたけれど、いざ参加してみるといろいろな出会いがあって楽しかった。参加してよかったです。

最初は楽しくできないと思っていたけれど楽しかったです。

様々な活動をとおして参加者の表情が明るくなっただけでなく、困難なことを乗り越えた自信をつけたようだと多くの引率者が感じていたことは、キャンプの目標に少しでも近づくことができたとと言えるのではないのでしょうか。

本事業は来年度以降も継続されますので、各学校におかれましても学校生活の適応に問題を抱えているお子さんがいましたら、御案内ください。詳細については知りたい場合は、河内教育事務所ふれあい学習課（028-626-3183）まで御連絡をお願いします。